長崎市社会福祉協議会社会福祉事業助成金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、長崎県共同募金会が実施する赤い羽根募金運動及び歳末たすけあい運動による募金の配分を受けて、社会福祉法人長崎市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が実施する長崎市の福祉事業の推進のため福祉団体等が行う社会福祉事業に対する助成金交付に関して必要な事項を定めるものとする。

（助成対象事業）

第２条　助成金の交付の対象となる事業は、次の各号に定めるものとし、交付要件及び助成額は、別表１に定めるとおりとする。なお、（6）歳末たすけあい事業の対象となる事業は、中央共同募金会が示す「地域歳末たすけあい運動実施要項」の主旨に基づく事業とする。

1. 老人福祉活動費
2. 障害児・者福祉活動費
3. 児童・青少年福祉活動費
4. 母子・父子福祉活動費
5. 福祉育成・援助活動費
6. 歳末たすけあい事業活動費
7. その他の社会福祉活動費

（助成金交付申請書の提出）

第３条　助成金の交付を受けようとする団体等は、社会福祉事業助成金交付申請書（様式第１号）を市社協会長（以下「会長」という。）が定める期日までに提出するものとする。

（交付の決定及び通知）

第４条　会長は、前条の規定により事業実施計画書及び助成金交付申請書の提出があったときは、これを審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、助成金交付の決定を行う。

２　会長は、助成金の交付を決定したときは、社会福祉事業助成金交付決定通知書（様式第２号）により団体等に通知するものとする。

３　会長は、助成金交付の決定したときは、速やかに交付するものとする。

４　当該年度に、公費及び公的団体等並びに共同募金を財源とする同種の事業に助成金の配分を受けることが決定している事業には助成金を交付しない。

（助成金の交付及び通知）

第５条　助成金は、団体が指定する口座に振込むものとする。

（実施報告）

第６条　助成金の交付を受けた団体等は、助成対象事業が終了したときは、速やかに社会福祉事業助成金実施報告書（様式第３号）を提出しなければならない。

（実績報告及び精算）

第７条　会長は、前条の規定により報告を受けた場合は、報告書等の内容の審査を行い、その報告に係る助成活動の実施成果が、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかを確認し、交付額を精算する。

（交付決定の取消等）

第８条　会長は、次の各号いずれかに該当する場合は、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

　（１）助成金を助成事業以外の用途に使用したとき。

　（２）助成事業に対して偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受け、又は助成金交付を受けたとき。

　（３）この要綱に違反したとき。

　（４）助成金交付決定後の事情の変更により特別の必要性が生じたとき。

（助成金の返還）

第９条　会長は、前条により助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、助成団体等に対し期限を定めて助成金返還額決定通知書（様式第４号）により、その返還を命ずるものとする。

２　会長は、助成団体等に交付すべき助成金の額を精算した場合において、既にその額を超過した助成金が交付されているときも同様とする。

（補則）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

　　附則

（施行期日）

　　この要綱は、平成３１年4月1日から施行する。

（経過措置）

　２　この要綱の施行前にすでに助成金交付申請を提出している団体については、この

要綱第３条に規定する助成金交付申請が提出されたものとする。

（施行期日）

　　令和５年１２月1日から施行する。

（経過措置）

　２　この要綱第2条別表1に規定する児童・青少年福祉活動費の交付要件「福祉団体

等（営利事業者は除く）が地域課題の解決を目的に行う子ども食堂事業」は令和6

年4月1日から適用する。ただし、令和5年度の交付については歳末たすけあい

事業活動費で助成する。

別表１　（第2条第1項関係）

| 助成対象事業名 | 交付要件 | 助成金額算定方法 |
| --- | --- | --- |
| 老人福祉活動費 | 長崎市老人クラブ連合会が福祉事業の推進を目的に行う事業 | 100,000円を限度とする |
| 社会福祉協議会支部が行うふれあい食事サービス・高齢者ふれあいサロン事業 | 別に定める「長崎市社会福祉協議会支部活動助成金交付要綱」により算定し予算の範囲内の額とする |
| 障害児・者福祉活動費 | 長崎市身体障害者団体連合会が福祉事業の推進を目的に行う事業 | 100,000円を限度とする |
| 児童・青少年福祉活動費 | 長崎市子ども会育成連合会・長崎市子育て支援ネットワーク連絡会が福祉事業の推進を目的に行う事業 | 100,000円を限度とする |
| 社会福祉協議会支部が行う子育てサロン事業 | 別に定める「長崎市社会福祉協議会支部活動助成金交付要綱」により算定し予算の範囲内の額とする |
| 福祉団体等（営利事業者は除く）が地域課題の解決を目的に行う子ども食堂事業 | 1. 開設初年度は、立ち上げ費用として50,000円を限度とする

(２)次年度以降は、50,000円を限度とする |
| 母子・父子福祉活動費 | ひとり親福祉会ながさきが福祉事業の推進を目的に行う事業 | 100,000円を限度とする |
| 福祉育成・援助活動費 | 長崎市民生委員児童委員協議会が福祉事業の推進を目的に行う事業 | 400,000円を限度とする |
| 社会福祉協議会支部未設置地区で福祉事業の推進を目的に実施する事業（前年度の赤い羽根募金の実績が20,000円以上の地区） | 1. 赤い羽根募金の実績

ア　実績が100,000円以上の場合、　　50,000円を限度とするイ　実績が50,000円以上100,000円未満の場合、30,000円を限度とするウ　実績が50,000円未満の場合、20,000円を限度とする |
| 社会福祉協議会支部が行う支部活動育成・ささえあいネットワーク活動事業 | 別に定める「長崎市社会福祉協議会支部活動助成金交付要綱」により算定し予算の範囲内の額とする |
| 歳末たすけあい事業活動費 | 中央共同募金会が示す「地域歳末たすけあい運動実施要項」の主旨に基づく事業 | 別に定める「長崎市社会福祉協議会　歳末たすけあい配分金助成計画」により算定し予算の範囲内の額とする |
| その他の活動費 | 社会情勢の変化により必要な社会福祉事業 | 必要の都度予算計上し決定する |

（様式第１号）

年　　月　　日

社会福祉法人長崎市社会福祉協議会

　会　長　　馬　場　豊　子　様

　　申請団体

　　 住 所

　　　 団 体 名

　　　　代表者名

年度　社会福祉事業助成金交付申請書

　標記のことについて、下記の関係書類を添えて申請します。

記

１　申請額　　　　　　　　　　　　円

２　事業名

３　関係書類

　（１）　　　年度　事業実施計画書

　（２）　　　年度　事業実施予算書

４　振込先

|  |  |
| --- | --- |
| 振込先 | 銀　　行　　　　　　　　　　支　店信用組合農　　協　　　　　　　　　　出張所 |
| 預金種別 | 　　　　　１．普通　　　　　　　　２．当座 |
| 口座番号 |  |
| フリガナ |  |
| 名義 |  |
| 担当者名・連絡先 | 担当者名（　　　　　　）電話番号（　　　-　　　　-　　　　） |

（様式第２号）

年　　月　　日

申請団体

　団 体 名

　代表者名

社会福祉法人長崎市社会福祉協議会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会　長　　馬　場　豊　子

年度　社会福祉事業助成金交付決定通知書

　標記のことについて、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

１　交付決定額　　　　　　　　　　　　円

２　振　込　日　　　　年　　月　　日（予定）

３　振　込　先　　　　指定口座

（様式第３号）

年　　月　　日

社会福祉法人長崎市社会福祉協議会

　会　長　　馬　場　豊　子　様

　　申請団体

　　 住 所

　　　 団 体 名

　　　　代表者名

年度　社会福祉事業助成金実施報告書

　標記の件について事業が終了しましたので、下記の関係書類を添えて報告します。

記

１　助成額　　　　　　　　　　　　円

２　精算額　　　　　　　　　　　　円

３　関係書類

　（１）　　　年度　事業実施報告書

　（２）　　　年度　事業実施決算書

（様式第４号）

年　　月　　日

申請団体

　団 体 名

　代表者名

社会福祉法人長崎市社会福祉協議会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会　長　　馬　場　豊　子

年度　社会福祉事業助成金返還決定通知書

　標記のことについて、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

１　返還額　　　　　　　　　　　　円